

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

5佐水施 第31号

令和5年5月16日

佐世保市長 宮島 大典 殿

提出者



住 所 佐世保市八幡町4番8号
氏 名 佐世保市水道事業及び下水道事業
管 理 者 中島勝利
(公印省略)

電話番号 0956-24-1151 (内線3574) 水道施設課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	① 広田浄水場 ② 柚木浄水場
事 業 場 の 所 在 地	① 佐世保市広田町1100番地 ② 佐世保市柚木町215番地
事 業 の 種 類	36水道業(3611上水道業)
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	① 924t ② 1,756t	全処理委託量	① 924t ② 132t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	① 924t ② 132t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

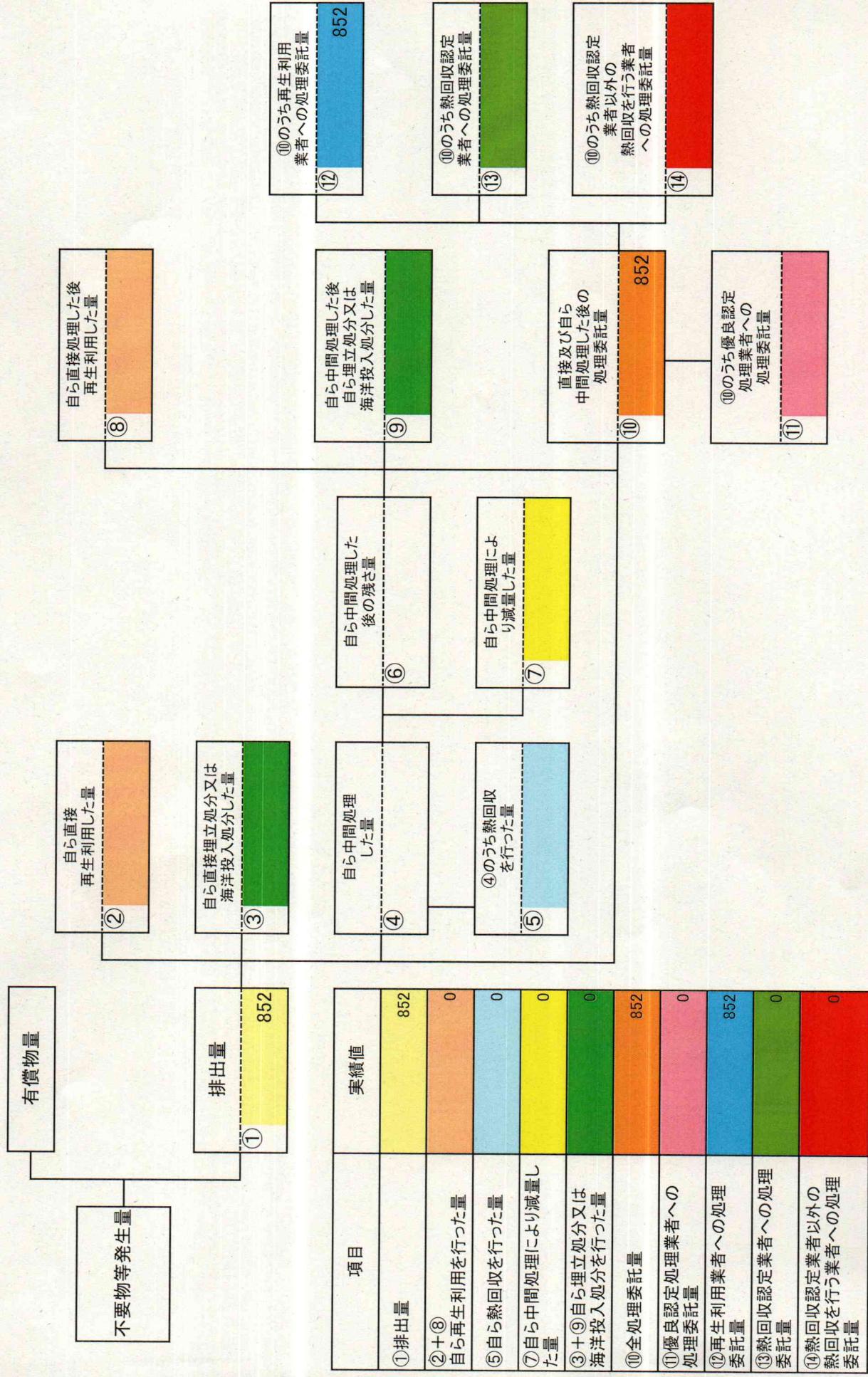
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 汚泥)

広田浄水場

(第 2 面)



計画の実施状況

(一) 産業廃棄物の種類 : 汚泥

水淨場

有賞物量		不要物等発生量		自ら直接 再生利用した量		自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量		自ら中間処理 した量		(4) 1,660		(5) ④のうち熱回収 を行った量		(4) 1,660		(5) ④のうち熱回収 を行った量		(4) 1,660			
項目	実績値	①排出量	1,660	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により減量し た量	1589	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	71	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理 委託量	71	⑬熱回収認定業者への処理 委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	0
①排出量	1,660	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により減量し た量	1589	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	71	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理 委託量	71	⑬熱回収認定業者への処理 委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	0		

```

graph TD
    A["自ら直接  
再生利用した量  
②"] --> B["自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③"]
    B --> C["自ら中間処理  
した量  
④ 1,660"]
    C --> D["④のうち熱回収  
を行った量  
⑤"]
    C --> E["自ら中間処理によ  
り減量した量  
⑦ 1,589"]
    D --> F["自ら中間処理した後  
の残さ量  
⑥ 71"]
    F --> G["自ら直接処理した後  
再生利用した量  
⑧"]
    F --> H["自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑨ 71"]
    H --> I["⑩のうち再生利用  
業者への処理委託量  
⑫ 71"]
    H --> J["⑩のうち熱回収認定  
業者への処理委託量  
⑬ 71"]
    J --> K["⑪のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量  
⑯ 71"]
    J --> L["⑩のうち熱回収認定  
業者以外の  
熱回収を行う業者  
への処理委託量  
⑭ 71"]

```

The flowchart illustrates the processing and disposal of waste. It starts with the amount used directly (②), which leads to direct disposal or ocean dumping (③). From there, it branches into intermediate processing (④) or reduction through intermediate processing (⑦). Intermediate processing leads to either direct self-use (⑧) or further disposal (⑨). The amount sent to recycling companies (⑫) is part of the total disposed (⑨). The amount sent to certified incineration companies (⑬) is also part of the disposed amount (⑨). The amount sent to other incineration companies (⑭) is the difference between the disposed amount (⑨) and the certified incineration amount (⑬). Finally, the amount sent to highly rated companies (⑯) is the difference between the certified incineration amount (⑬) and the total disposed amount (⑨).

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。